

西 監 第 13 号

平成20年6月18日

西原町議会議長

城間信三 殿

西原町長 新垣正祐 殿

西原町教育委員長

比嘉 昂 殿

西原町監査委員 上原節夫

西原町監査委員 長浜ひろみ

平成20年度定期監査報告書

地方自治法第199条第1項に基づく監査結果について下記のとおり報告します。

監査期間 5月26日(月)～6月3日(火) (6日間)

記

1 行政財産の財産台帳の整備状況について

(1) 町有財産台帳に記載されている行政財産の一部の地積が、平成18年度決算の「財産に関する調書」に記載されている地積(19年3月末現在)と一致していない。

地積が一致していない行政財産は次のとおりである。

○ 土地 単位：m<sup>2</sup>

区 分	決算書	財産台帳
学校関係	145,261	144,685
公 園	251,511	253,371

建 物		単 位 : m <sup>2</sup>
区 分	決 算 書	財 産 台 帳
学校関係	45,986	46,290
公 園	6,016	6,488
その他資産	9,608	9,856

但し決算書の地積と財産台帳の地積との差異については、19年度中の増減によるものもあるかどうかは監査した範囲では財産台帳では確認できなかった。

※ 地積の差異の原因と正確な地積を7月3日(木)までに代表監査委員に通知されたい。

(2) 財産台帳では各財産ごとの合計地積が記載されていない例が見受けられる。

(3) 公有財産(行政財産、普通財産)については今後、その取得または譲渡等の都度、速やかに財産台帳に記録してもらいたい。

2 タクシーチケットは適正に使用されているか。

タクシーチケットを交付した場合、申請書にチケットの番号を記載することになっているが、番号が記載されていない例が見受けられる。

後日の使用確認を容易にするためにもタクシーチケットの番号は記載することが望ましい。

3 通勤手当の支給は適正になされているか。

(1) 通勤手当は支給されているが、届出書の有無が確認ができないものがある。つまり同届出書が簿書に綴られていない。

監査した範囲において確認出来なかった届出書は9件である。

主管課で再度確認のうえ再提出させる等必要な措置を講じてもらいたい。

( 2 ) 本年 4 月に通勤地の変更により、通勤距離が短縮し、通勤手当の支給額にも影響するが、変更後の届出書の提出がなされていないものがある。

本件については 5 月 30 日に提出されていることを確認した。

人事異動、住居地の変更等により通勤距離に変更が生じた場合は速やかに通勤手当の届出書を提出させるよう周知させてもらいたい。

( 3 ) 任命権者を異にする異動があった場合は規則第 3 条 2 号により新任地の任命権者に届出書を提出することになっているが、監査した範囲においては、その多くは新任地の任命権者に届出書の提出はされていない。

新任地では異動前の届出書をコピーした届出書を利用している例が多く見受けられる。

なお新任地では届出書の提出がなくても通近距離の確認は可能であるとのことである。

通勤手当の届出書は規則で新任地の任命権者に提出して任命権者が、これを確認することになっているが、事務の現状、事務処理の煩雑等を考慮した場合、果たして現在の規則のままでよいのかどうか。

現在の規則では任命権者の異なる部署への異動の都度、届出書を提出しなければならない。

従って新任地の任命権者はその都度、距離等の確認をせざるを得ない。

事務処理上も無駄がある。

必ずしも規則に従って提出されていない現状、提出がなくても事務処理に支障はないこと等から、届出書はすべて町長に提出して、町長が確認の手續、処理をすることが現実的である。

また全職員の当該届出書（原本）は町長部局において職員番号順に統一管理することが事務の簡素化、合理化に資すると判断する。

届出書の統一管理と事務処理の合理化を行ってもらいたい。

なお現行規則第 3 条 2 号は、人事制度上、必要な規則であれば人事異動による新任地の任命権者は当該職員に同規則の遵守を徹底させるべきである。

#### 4 住居手当の支給は適正になされているか。

( 1 ) 住居手当の過払支給

住居手当の支給は入居後 5 年間となっているが、5 年経過後も同手当が支給されている例が次のとおり 2 件ある。

#### 過払いの例

- ① 20年3月分のみ 2,500円
- ② 20年2月及び3月の2か月分 5,000円  
(月額2,500円×2)

※ 本件については当該職員に速やかに返還をさせてもらいたい。  
なお返還がなされた後、速やかに代表監査委員にその旨通知されたい。

#### (2) 賃貸契約書について

住居届書に添付されている建物質貸契約書の賃貸期間は1年間となっている(更新可能な契約書ではない。)が、1年経過後においても更新後の契約書の提出がなされていないものがある。(1件)

1年経過後も当初の金額で貸借しているかどうかの確認できる契約書の提出が必要である。

確認のうえ早期に住居届書を提出させてもらいたい。

#### (3) 住居届書も通勤手当の届出書同様町長部局で職員番号順に統一管理することが事務の簡素化、合理化に資すると判断する。

#### 5 徴収嘱託員が現金で徴収した町税、国民健康保険税の収納事務について

徴収嘱託員が徴収した町税及び国民健康保険税の現金管理、指定金融機関へ収納状況については、監査した範囲においては、適正に行われていると判断された。